



発行 税理士法人 **中央総研**
 桑名市大福 406-1
 TEL0594-23-2448
 FAX0594-23-3303
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
 URL:http://mie-cri.com

今月の担当

課長 増田 隆之
 課長 河野 智美

日銀の金融政策

【はじめに】

コロナ感染は下火になって来た様に見えますが、このゴールデンウィークで、感染拡大にならなければ良いのに、と考えております。

5月8日(月)には、第2類から5類に変更になります。

季節性インフルエンザと同等の扱いになるとされています。

4月9日(日)に、**植田和男氏**が**第32代日銀総裁**に任命されました。

今月は、**日銀の金融政策**について、述べてみたいと思います。

【過去の日本経済の動き】

失われた10年と、その後の25年間を振り返ってみると、日本経済は、下記の動きでありました。

各年	内容
1989年	日本経済好景気のピークを迎える。 日経平均株価が38,915円を記録する。
1989年 ～1999年	失われた10年
1999年 ～2013年 (15年間)	25年間 デフレ圧力が強まる。 GDPデフレーターが下がり続ける。 物価安定との闘い。 アベノミクスと黒田総裁 物価2%との闘い。
2013年 ～2023年 (10年間)	

【日銀の非伝統的な緩和策】

日銀は、下記の通り、非伝統的な緩和策を重ねてきました。

緩和策	内容
ゼロ金利政策 (1999年)	政策金利をほぼゼロにすることで景気を刺激。
量的緩和 (2001年)	民間金融機関から国債などを買い取り、市場に供給する資金量を拡大。

緩和策	内容
包括緩和 (2010年)	実質ゼロ金利と国債などを購入する資産買い入れ基金を創設。資金供給と金利低下で景気刺激。
量的・質的金融緩和 (QQE) (2013年)	アベノミクスの3本の矢の一つ「 大胆な金融政策 」を 黒田総裁 が実施する。 長期国債とETF保有額を2年で2倍にし、 物価2% の達成を狙った。
マイナス金利政策 (2016年)	日銀当座預金の一部にマイナスの金利をつけ、金利全般にさらに強い下押し圧力。
長短金利操作 (YCC) (2016年)	10年物国債金利が0%程度で推移するように国債を買い入れ。

(注) YCCとは、イールドカーブ・コントロールのことで、イールドカーブ(利回り曲線)を用いて、利回り格差を分析します。債券市場の機能低下という副作用が指摘されているので、植田総裁の下では、YCCの修正は見送られました。

【2%達成は入念に】

4月28日の日銀の金融政策決定会合で、上記の**過去の金融政策の有効性と副作用**を、**総合的に評価し、検討**することが決められました。

特に、2%の物価目標達成については、下記の通りです。

植田総裁は、**2%の物価目標達成の確度**(確かさの度合い)を慎重に見極める考えを、強調しました。

足元の物価高(3月の生鮮食品を除く消費者物価指数は、前年同月比**3.1%**で、2%を超えている。)は**原材料高が起点**であります。

しかし、賃金の上昇を伴った持続的・安定的な上昇につながる可能性があると、植田総裁は、見ています。

すなわち、今の物価高(上記の3.1%)が、賃金上昇を伴えば良しとする考えです。

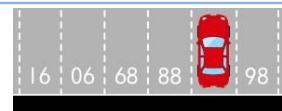
この4月で、多くの企業は、賃上げを実施すると思われる。

企業の賃上げ実績が、5月に入れば新聞・テレビ等で報道されると思います。

《代表社員 笹谷 俊道》

図のように、駐車場に車が1台停まっています。そのため

その車の下に書かれた数字だけが見えません。その数字はなんでしょう？



伴走支援型特別保証制度

21年4月から中小企業の資金繰りを支援するため、信用保証協会の保証料を大幅引き下げる「伴走支援型特別保証制度」が開始されました。

23年1月の改正で、長引く新型コロナウイルス感染症等の影響により、債務の返済に伴う借換え需要や事業再構築等の前向きな取組みに対する資金需要等に応えるため、資格要件や取扱期間が変更されました。

【資格要件】

- (1) セーフティネット保証 4号の認定を受けていること
- (2) セーフティネット保証 5号の認定を受けていること
- (3) 次の①または② i ~ vi のいずれかに該当すること
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

24年3月31日保証申込受付分まで、取り扱いされます。

新型コロナの影響で、事業活動に支障をきたしており、自社の資金繰りに不安がある方は、一度、金融機関に伴走支援を依頼してみませんか。

<増田>

相続土地国庫帰属制度

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」

といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、**相続又は遺贈**（遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「**相続土地国庫帰属制度**」が創設されました。

相続土地国庫帰属制度は、令和5年4月27日からスタートしています。

相続土地国庫帰属制度には、国が土地を所有、管理することにより、将来の公共的な利活用に備えるという意図も含まれています。そのため、どのような土地であっても無条件に引き受けてもらえるわけはありません。

相続土地国庫帰属の対象となる土地の条件

- ① 相続や相続人への遺贈で取得した土地であること
- ② 土地が共有であるときは、共有者全員が共同して行うこと
- ③ 一定の却下事由に該当する土地ではないこと

申請をすることができないケース

- ① 建物の存する土地
- ② 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- ③ 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地（現に通路・水道用地・用悪水路・ため池の用に供されている土地、墓地、境内地）
- ④ 土壌汚染されている土地
- ⑤ 境界が明らかでない土地、所有権の存否や範囲について争いがある土地

相続土地国庫帰属制度の利用は、法務局に承認申請し、法務局にて書類審査、法務担当官による実施調査⇒審査結果が通知されます。承認された場合30日以内に負担金の納付の必要があります。

<河野>

答え：87

反対から見ると86、87、88、89、90、91となっています。